

# 消費者トピックス

—消費生活センターだより No.49—

## CASE1:住宅修理の勧誘

### 「保険金で住宅修理ができる」と勧誘する事業者に注意！



「先日の大雨による家屋の被害調査をしている」と電話があり、来訪を了承した。事業者がドローンで屋根などの点検を行った後、写真を見せられ「屋根瓦に割れている箇所がある。損害保険の保険金で修繕できる。当社が保険金の申請をサポートする」と説明されたため、その場で保険金申請代行の契約をした。その後、契約書をよく読むと「損害保険金支給額の35%を手数料として支払うこと」と記載があった。冷静に考えると、保険会社への申請は自分でできる。クーリング・オフしたい。

国民生活センター 報道発表資料 引用

## アドバイス

- 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる。申請をサポートする」などと勧誘され、高額な手数料や、修理をキャンセルした場合の違約金を請求されるケースがみられます。
- 勧誘されてもすぐに契約せず、保険会社への申請手続に不安がある場合は、まずは保険会社や保険代理店に相談して、アドバイスを求めることが大切です。
- 損害保険は自然災害などによる損害を対象としており、経年劣化による損害は対象外です。うその理由で申請するよう勧められても、決して応じないようにしましょう。
- 契約してしまった場合でも、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、早めに消費生活センター等にご相談ください。(消費者ホットライン188)

## CASE2: 定期購入トラブル

### サンプルのはずが意図せぬ定期購入だった！



注文して  
いないのに…



新聞の折込広告で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に注文の電話をした。その際「目に良いサプリメントのサンプルを送る」と言われた。後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、拡大鏡が「プレゼント」、サプリメントが約3千円と記載されていた。その後2カ月連続、同じサプリメントが届いたので、おかしいと思い「明細書兼請求書」を改めて確認すると「1年定期」と記載があった。注文した覚えはない。

### アドバイス

国民生活センター 見守り新鮮情報 引用

- 新聞広告の通販やテレビショッピングなどの電話注文時に、別の商品やサンプル等を勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていたという相談が寄せられています。※電話注文時における「別の商品勧誘」については、令和5年6月1日よりクーリング・オフの対象となりました。
- たとえサンプルであっても注文品以外のものを勧められたら、興味がなければきっぱり断り、興味を持った場合も、定期購入になっていないか等の詳細を確認し、説明が理解できなければ断りましょう。
- 商品到着後は、明細書などで定期購入契約になっていないか確認することが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに、販売業者に申し込んでいないことを伝えましょう。
- 困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。(消費者ホットライン188)

### ご注意ください！！

近年、下関市消費生活センターに寄せられる相談においても、化粧品や健康食品などの「定期購入」に関する相談件数が急増しています！！

- ・ 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。返品・解約の条件の確認を。
- ・ 低価格を強調する広告は詳細の確認を。
- ・ 注文前に隅々まで販売サイトの確認を。

## CASE3: 副業サイト

### 簡単に稼げて高収入?! うまい話には裏がある

#### …怪しい副業・アルバイトのトラブル



スマホで、「誰でも簡単に稼げる」との副業サイトを見つけて登録。遠隔操作アプリにて消費者金融4社から合計200万円を借りられ送金された。儲からないので返金して欲しい。

儲からないので  
返金して欲しい…

### アドバイス

国民生活センター 見守り新鮮情報 引用  
国民生活センター 報道発表資料 引用

- 副業・アルバイトにあたって「手数料」「登録料」を請求されたら要注意!  
「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調するインターネット広告やSNSの情報を安易に信じないようにしましょう。

### ☆☆☆「借金」してまで契約しないように!!! ☆☆☆

- 怪しい副業・アルバイトでは、「報酬を得るために必要」などと言われ、登録料やサイト利用料等さまざまな名目でお金を支払わされるという特徴があります。もし友人や知人から誘われても、少しでも不審に思ったらきっぱり断りましょう。
- 2022年4月から『18歳で大人』に! 未成年者は、原則として、契約をするにあたって親権者等の同意を得なければなりません。同意を得ずになされた契約は取り消すことができます。他方、大人になると一人で契約できる半面、原則として一方的にやめることはできません。
- インターネット上にはさまざまな副業・アルバイトに関する情報が掲載されていますが、始める前に、家族等周りの人に相談を。不安に思った時、トラブルにあった時は消費生活センター等にご相談を。(消費者ホットライン188)

### 遠隔操作アプリに 注意

- 遠隔操作アプリは安易にインストールしないようにしましょう。
- 遠隔操作等で貸金業者サイトに登録してしまった場合は、IDやパスワードを変更するなど悪用されないための対策を速やかにとりましょう。

## CASE4: 中古車売却

### 強引な勧誘やキャンセル妨害も！ 中古自動車の売却トラブルに注意



車を戻して  
欲しい・・・



インターネットの一括査定サイトで中古車の査定を依頼したところ、5社から連絡があり、その中の1社が自宅へ査定に来た。「ドアに修理歴がある。事故車なので15万円だが、今日すぐに引き渡せば25万円で購入」と、強引に契約させられ、車を持って行かれた。30分後に「他社と比較したいので車を戻してほしい」と伝えたが「今から返すのは面倒だ。他社にはこちらから連絡する」と言われ車を返してもらえない。解約して車を取り戻したい。

### アドバイス

国民生活センター 見守り新鮮情報 引用

- 車の売却は、特定商取引法によるクーリング・オフの対象外です。査定の場合「今日なら高く買い取る」などと急かされても、一度冷静に考えましょう。
- 複数の事業者からの査定額をしっかりと比較検討することが大切です。強引に売却を迫る事業者には「今回は査定をお願いしただけで、今は売らない」「他店の査定額と比べる」などと伝え、きっぱりと断りましょう。
- 契約後は、原則として契約書の内容に従うことになります。契約前に契約書をよく確認しましょう。特にキャンセル料の金額や発生時期の確認は重要です。
- 困ったときは、消費生活センター等(消費者ホットライン188)、もしくは、車買い取りの事業者団体である(一社)日本自動車購入協会(JPUC)の消費者相談窓口(0120-93-4595)にご相談ください。

下関市消費生活センターでは、消費者契約に関する様々なご相談について、電話や面談でアドバイスをしています。

「契約トラブルはイヤヤ」「泣き寝入りはイヤヤ」

そんな時には、お気軽にご相談ください。

書面等があればお手元に用意して、まずはお電話を。

消費者ホットライン

☎188(局番なし)

ガイダンスに従ってお住いの地域の郵便番号を入力すると、最寄りの消費生活センターへつながります。

下関市消費生活センター TEL(083)231-1270

〒750-8521 下関市南部町1-1 市役所本庁舎西棟5F

相談時間 : 月～金(祝日除く) 8時30分～16時30分